

第2章 人権教育・啓発の推進

1. 人権教育の推進

人権尊重の精神や態度は、幼い頃の家庭教育に始まり、保育所、幼稚園・小学校から高等学校・大学に及ぶ学校教育、地域社会とのかかわりの中で養われていきます。家庭、学校、地域社会が一体となり、生涯学習の視点に立って、幼児期(就学前)からの発達段階をふまえ、学校教育と社会教育との連携を図りつつ、地域の実情に応じた人権教育を推進します。

(1) 学校教育の推進

本市の教育行政は、人権にかかわる問題を子どもたちに正しく理解・認識させるため、人権教育の充実を掲げています。人権教育で人間尊重の精神を培い、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養います。教育全体を通じて、偏見や不合理な差別をなくすための指導の徹底をはかり、人権にかかわる重要課題の根本的解決を図るために、人権教育基本方針を定めています。

すべての学校教育活動における人権教育の推進

学校(本計画では保育所をも含め、主として高等学校までの幼児、児童、生徒に焦点をあてることにします。以下同じ。)におけるすべての教育活動を通して、幼児、児童、生徒に人権尊重の意識を育み、高めていく取り組みを進めます。「学校人権教育指導方針」に基づき、市内全校において人権主任を位置づける等指導体制の充実と人権についての理解を深め、行動につなげることができるよう、生活の場をテーマとした参加や体験を重視した学習等、指導方法の改善・充実に努めていきます。

学びの習慣化と基礎学力の充実

学習権は、人間の生存にとって不可欠な、基本的人権の一つです。基礎学力の充実、学習権を保障することであり、「生きる力」の育成に大きくかかわるものです。すべての子どもたちの学ぶ意欲を喚起し、学ぶ習慣を身につけさせるとともに、基礎学力の定着向上を図るため、「わかる授業」を展開し、一人ひとりの実態に応じた、きめ細かな指導に努めます。

実践的研究の推進と学習資料の充実

人権教育の推進のために、実践的研究や調査研究を行う研究校等の指定とともに、

その成果を広く活用できるよう努めます。また、各校で地域や児童、生徒の実態に即した取り組みが進められるよう、推進体制や実践的研究等について指導・助言を行うとともに、人権教育指導資料の充実に努めます。

学校教育法（1947（昭和22）年3月法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいう。

指導体制の充実

人権教育を各校で展開するためには、すべての教職員が確かな人権意識・感覚を持ち、積極的に取り組むことが必要です。人権教育における教職員の役割を明確にするとともに、資質の向上を図るための研修など指導体制の充実に努めます。

家庭、学校、地域が一体となった人権教育の推進

幼児、児童、生徒がその発達段階に応じながら、しかも一貫した人権教育を受け、主体的に行動する力を身につけることができるよう、家庭、学校、地域社会が一体となった人権教育の推進に努めます。

（2）社会教育の推進

地域社会は、人と人との出会いを通し、よりよい生き方を学ぶ大切な教育の場であり、実践の場でもあります。地域社会におけるさまざまな機会を活用し、地域の生活課題と人権問題を効果的に結びつけるなど、地域の実情をふまえた人権教育の推進に努めます。

公民館などの社会教育や福祉施設等を拠点とした、行政、社会教育関係団体、NPO等との広範な人権教育ネットワーク化の推進に努めます。

家庭教育の充実

家庭教育の重要性について、積極的な啓発活動を展開し、幼稚園、保育所、公民館等が地域社会の子育て支援の拠点として、その役割が果たせるよう機能の充実に努めます。

人権教育を進めるための指導体制の充実

関係機関、団体等と連携し、人権教育の推進力となる熱意ある指導者の養成を図るとともに、社会教育関係団体指導者の指導力を強化し、地域の人権教育活動の積極的推進に努めます。また、専門的な資質を培う研修や講座の充実に努めます。

生涯学習機会の提供

市民の自主的・自発的学習活動を促進し、あらゆる場を通じて人権教育及び啓発の推進を図るため、行政センター、公民館等におけるさまざまな生涯学習の機会を提供し、人権尊重の精神、合理的・科学的思考、社会連帯意識の高揚等、人権問題解決のための人権教育及び啓発活動の積極的推進に努めます。

効果的な教材・資料の開発・整備

国・県や他の市町村をはじめ関係機関・団体等が、作成・開発してきた教材・資料の有効活用と、対象者の年齢や意識等に配慮し、親しみやすいテーマやわかりやすい表現を用いるなど、効果的な教材の開発と整備に努めます。

地域が一体となった人権教育の推進

県や近隣の市町村、生涯学習施設、社会福祉施設等の連携を進め、地域が一体となった人権教育を推進する機能の充実を図るとともに、市民の自主的な学習活動の支援に努めます。また、市内で組織されている人権にかかわる関係機関・団体等の連携を促進し、地域ぐるみの人権教育の推進が図られるよう、その支援に努めます。

2. 人権啓発の推進

すべての市民一人ひとりが、人権の尊重された社会の確立に向けて、人権問題を自分のこととしてとらえ、豊かな人権感覚を育てていくための人権啓発の推進に努めます。

(1) 市民への人権啓発

市民一人ひとりが、人権を自分の問題としてとらえなおし、基本的人権の尊重やさまざまな人権問題に関する正しい知識を習得するとともに、多様な価値観や考え方を身につけることができるよう、さまざまな学習機会の提供や効果的な手法による啓発活動の推進に努めます。

人権啓発にあたっては、市民の興味や関心を的確にとらえ、市民が自分の問題として受け止め、行動に反映されるよう、身近な課題を取り上げるなど、より効果的な手法で推進に努めます。

学習機会の提供

人権に関する正しい知識を習得し、多様な価値観や考え方を受け止めることができるよう学習内容を充実し、積極的に学習できる機会の提供に努めます。

啓発内容・方法の充実と多様な啓発媒体の活用

啓発にあたっては、身近な課題や具体的な事例の紹介など内容・方法を工夫し、広報誌、マスメディアやインターネット等あらゆる啓発媒体を活用し、有効な啓発に努めます。

国、県、関係団体等との連携による啓発活動の充実

「人権週間」(12月4日～10日)などの取り組みの機会をとらえ、人権ネットワーク協議会の活動をはじめ、県や他市町村、法務局や人権擁護委員等との連携を図りながら、より効果的な啓発の推進に努めます。

(2) 企業等への人権啓発

企業や団体は、多くの人々とかかわって活動しており、社会に対して大きな影響を与えていることから、その活動には環境や人権への配慮など社会的責任があるとされています。企業等の活動が基本的人権に配慮したものとなるよう、啓発に努めます。

企業内の推進体制の充実

さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深める、企業内人権研修を市としても支援するとともに、企業内リーダーを養成するための研修の充実を図ります。

企業内人権研修への支援

雇用差別やセクシュアル・ハラスメント(性的な嫌がらせ)等、企業等における人権問題の解消には、企業主等が人権問題について正しく理解、認識することがきわめて重要であることから、企業主等への啓発に努めます。さらに、商工関係団体や農業団体などさまざまな業界関連団体に対し、積極的に人権教育・啓発に取り組むよう適切な助言・指導に努めます。

就職・職業の機会均等の確保

就職・職業の機会均等の確保のため、企業に対し、社会的責任を自覚し、個人の能力と適性に基づく公正な採用を行うよう啓発に努めます。

3. 計画の推進期間

この基本計画は、国や県及び本市の実情や状況変化等に的確かつ柔軟に対応することができるよう、必要に応じて見直すこととします。